

新型コロナウイルス感染症に係る 後遺症患者への対応について

- 後遺症に悩む方々に幅広く対応するためには、かかりつけ医や感染症の診断を行った地域の医療機関で診てもらえる体制が必要であることから、県医師会を通じて県内の医療機関にコロナ後遺症への対応を依頼しています。
- 県では、後遺症に関する最新の情報など、後遺症の診療をテーマとした医療関係者向けの研修会をこれまで2回開催しています。
- 研修会には、それぞれ300名程度の参加があったほか、その後も研修内容を医療機関向けに動画配信しており、医師等が繰り返し視聴することなどにより、知見の共有を図っています。
- また、後遺症患者に対応する医師からの相談や患者紹介に対応できる専門的医療機関(令和4年1月7日現在、15医療機関)をリスト化し、共有するなどの体制も構築しており、これらの取組を通じて、引き続き、かかりつけ医などの関係医療機関を支援してまいりますので、後遺症患者に対応くださいますよう、お願いいたします。

千葉県健康福祉部健康福祉政策課健康危機対策室

電話番号:043-223-3921 メール:honbu07@mz.pref.chiba.lg.jp